

公募型プロポーザル方式による  
南の口公園及び大庄コミュニティスペース  
維持管理業務委託募集要項

令和8年2月

尼崎市

(公園計画・21世紀の森担当、大庄地域課)

公募型プロポーザル方式による  
「南の口公園及び大庄コミュニティスペース維持管理業務委託」募集要項

## 1 業務の目的

南の口公園（旧大庄西中学校跡地）は、市内初の「協働型公園」<sup>i</sup>を目指し、これまで地域住民の参画による社会実験や意見交換、ワークショップ等を通じて、公園を“身近”に感じられるような取組を行ってきた。その結果、これまでに社会実験等に参加した市民（サポーター<sup>ii</sup>）が行政と役割分担しながら継続的に公園運営へ参画する基盤が形成されつつある。

本業務は、公園の安全性および快適性を確保するための日常的な維持管理を適切に実施するとともに、サポーターや地域団体等との協働を通じて、地域住民等（サポーター）が主体的に公園管理へ参画できる環境を整え、南の口公園を協働型公園として持続的に運営していく基盤を維持・発展させることを目的として実施するものである。

## 2 公園の概要

### （1）公園名称（所在地）

南の口公園（尼崎市大島3丁目9）

### （2）面積

13,700m<sup>2</sup>（大庄コミュニティースペース3,700m<sup>2</sup>を含む）

※別紙「位置図」参照

### （3）主な施設、設備

芝生広場、多目的広場、遊具広場、バスケットコート、トイレ、パーゴラ、ベンチ等

※別紙「（新）南の口公園整備概要」参照

## 3 協働型公園としての目指す姿と現在地

サポーターを中心に地域が主体となり、公園の活用促進に関するアイデア出しや広報活動、自主企画の実施等に取組むことを目指す南の口公園では、概ね3年程度を目安として、地域住民等（サポーター）が主体的に公園の日常的な管理（清掃、除草、水やり等）を担う管理体制が形成され、自律的に運営されている状態を目指している。

現在は、基盤づくりの段階にあり、今後は公園の維持管理等において地域住民等（サポーター）の主体的な関与が段階的に進むよう、協働体制の成熟に寄与する役割が求められる。

## 4 業務名及び業務内容

### （1）業務名

南の口公園及び大庄コミュニティースペース維持管理業務委託

### （2）業務内容

- ① 維持管理業務（仕様書に基づく基礎業務）
    - ・清掃、除草等の日常的な維持管理
    - ・芝生、樹木等の植物管理
    - ・安全管理及び施設の適切な管理
  - ② 地域協働推進業務（提案型業務）
    - ・サポーター会議等への参加
    - ・地域住民等（サポーター）と協力した公園維持管理活動の実施
    - ・地域住民等（サポーター）が主体的に公園の日常管理を行うための支援・助言
    - ・協働を促進する取組についての企画・提案
- ※提案型業務については、すべてを必須提案とするものではなく、各事業者において工夫し提案を求める。
- ※上記項目は例示である。

#### 【提案事例】

- ・地域住民等（サポーター）の清掃活動のサポート（掃除用具の貸し出し）
- ・清掃活動を兼ねたイベントの企画

### 5 市が求める事業者像

本業務においては、日常的な維持管理業務を適切に遂行できる体制を前提とした上で、協働型公園としての特性を踏まえ、地域住民等（サポーター）が主体的に公園管理へ関与していくための調整力や支援の視点、工夫やアイデア・ノウハウを有する事業者からの提案を期待する。

### 6 業務期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までの期間

ただし、業務実績を良好であると判断した場合には、最長3カ年契約を更新することができる。

### 7 提案上限額

金額は【4,716,000】円とする。

（維持管理業務と地域協働推進業務を合わせた総額とし、消費税及び地方消費税を含む。）

### 8 参加条件等

#### （1）参加条件

- ① 本要項及び仕様書の内容を理解し、履行する意思を有する者
- ② 本業務を円滑に遂行できる技術力・体制を有する者
- ③ 地域協働の実施に必要な調整力・企画力を有する者
- ④ 日本国内に本店又は主要拠点を有する法人であること

## （2）参加資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中でない者
- ③ 暴力団排除条例に規定する暴力団及び密接関係者に該当しない者
- ④ 国税および地方税に滞納がない者
- ⑤ 会社更生法または民事再生法の適用申請がなされていない者
- ⑥ 本業務を一括再委託しない者（部分的な再委託は事前承認が必要）

## （3）参加形態

参加者は、以下のいずれかの形態とする。

- ① 単独事業者（法人）

- ② 複数の法人により構成される事業者グループ

なお、②の形態で参加する場合は、以下の a～f を満たすこと

- a. 構成員の中から、提案と契約の主体となる代表構成員を 1 者選定すること。
- b. 代表構成員は、事業全体の統括及び本市との連絡調整を担うものとする。
- c. 構成員は、本件に参加する他のグループの構成員となることはできない。
- d. 事業提案書提出後の構成員の追加・変更は、原則認めない。
- e. 複数企業で役割分担する場合は、構成員間で事業役割に関する協定書を締結し、本市へ提出すること。
- f. 協定書には、構成員全員が本業務に関し本市に対して連帯責任を負う旨を明記すること。

## 9 審査方法、審査項目及び加算点

### （1）審査方法

本市が設置する事業者選定会議において、企画提案書およびプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに審査・評価のうえ、最も優れた 1 者を候補事業者として選定する。

### （2）審査項目

- ① 維持管理の品質
- ② 安全管理の品質
- ③ 地域協働の内容
- ④ 地域調整力の内容
- ⑤ 費用対効果

※別紙「南の口公園及び大庄コミュニティースペース維持管理業務 評価項目」参照。

### （3）加算点

市内事業者、市内在住者の雇用に関して加算点を設ける。

## 10 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかにすべての参加者に通知するとともに、本市ホームページで

公表する。なお、この通知は審査結果を通知するものであり、本業務の委託事業者を決定するものではない。

## 11 契約の締結

候補事業者として選定された者は、本市と本業務の内容に係る協議を行い、内容を確定させた上で本業務に関する契約を締結すること。なお、候補事業者が、契約締結までに以下の事由のいずれかに該当した場合はその選定を取り消し、契約を締結しないことができるものとする。その場合、次点の参加者を候補事業者とする。

- (1) 参加資格を喪失したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の締結に応じないととき。
- (4) その他、契約の締結が適当でないと判断されるとき。

## 12 スケジュール

### (1) 募集要項の配布 【公募の期間】

令和8年2月6日（金）から令和8年2月27日（金）まで

なお、募集要項や提出書類等の関係書類は、ホームページからダウンロードできる。

### (2) 質問書受付の期限 午後5時必着

令和8年2月16日（月）

### (3) 質問回答の公表

令和8年2月20日（金） 【予定】

### (4) 参加申込書及び企画提案書提出期限

令和8年2月27日（金） 午後5時必着

### (5) プレゼンテーション審査

令和8年3月9日（月）～13日（金） 【予定】

### (6) 審査結果通知

令和8年3月18日（水） 【予定】

### (7) 契約の締結

令和8年4月上旬 【予定】

## 13 参加手続き

### (1) 各種様式等の提出先

尼崎市 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当

住所：〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

電話：06-6489-6530

電子メール：ama-kouen21mori@city.amagasaki.hyogo.jp

※電子メールにて提出の場合は、電話にて到着確認を行うこと。

## （2）参加及び企画提案に関する手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を令和8年2月27日（金）午後5時までに提出すること。

- ① 参加申込書兼誓約書【様式a】
- ② 参加申込書兼委任状等（代表企業を除く構成企業ごとに作成）【様式b】
- ③ 企画提案書 表紙【様式1】
- ④ 企画提案書【様式2】
- ⑤ 見積書（費用内訳書）【任意様式】
- ⑥ プレゼンテーション資料【任意様式】
- ⑦ 会社概要（パンフレット可）【任意様式】
- ⑧ 実績資料（類似する事業実績を中心に、A4版1枚程度にまとめた資料）【任意様式】

## （3）質問書の受付及び回答

### ① 質問方法

質問がある場合は、令和8年2月16日（月）午後5時までに、質問書【様式3】により、電子メールで提出すること。

なお、件名は「南の口公園維持管理業務委託プロポ質問（法人名）」とすること。

### ② 回答

質問に対する回答は、質問者を特定しない形で、市ホームページにて公表する。

## 14 留意事項

### （1）提案・参加に関する事項

- ① 提案は、本業務全体に関するものとし、一部のみの提案は認めない。
- ② 提出期限後の書類の提出、質問、内容の変更等は認めない。
- ③ 参加にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出書類は返却しない。

### （2）プレゼンテーションに関する事項

- ① 提出資料に基づき行うこととし、未提出の書類は使用しないこと。
- ② 各提案者の持ち時間は、20分程度とする。（質疑応答除く）
- ③ 紙資料のほか、モニターを使用することができる。
- ④ モニターは本市で用意するが、PC等の機器が必要な場合は持参すること。
- ⑤ プrezentationの詳細は、後日通知する。

### （3）審査に関する事項

- ① 審査結果は、企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価して決定する。
- ② 審査の経過及び採点内容に関する質問には一切応じない。

### （4）契約・業務実施に関する事項

- ① 本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しなかった場合には、本要項に記載する内容は変更される可能性がある。

② 本業務は、令和8年6月1日に公園が供用が開始されていることを前提としているが、不測の事態により供用開始時期や供用開始する範囲が変更となる可能性がある。

なお、供用開始時期等が変更となった場合は、当該変更期間に相当する業務は原則として実施しないもの（減工）とし、契約金額は減額変更する。減額変更の対象となる業務内容は、当該期間における日常管理工、維持管理作業とし、減額の算定は仕様書に定める業務区分ごとの積算（回数・頻度等）に基づき行う。

③ 要項に記載する内容は、不測の事態によって変更される可能性がある。なお、これに伴って生じた損失について、市は賠償の責を負わないものとする。

#### （5）失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案上限額を超過した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 参加資格を欠いていることが判明した場合
- ⑤ プロポーザルの趣旨に合致しないと判断される場合

### 15 参考

#### （1）大庄地域課ホームページ

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015\\_center/index.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/siminsanka/015_center/index.html)

※上記HP「大庄西中学校跡地活用について」に過去の取組内容を掲載しています。

#### （2）新南の口公園ホームページ

<https://shin-mkp.jp>

以 上

---

<sup>i</sup> 「協働型公園」：地域住民が公園の日常管理や利用ルールの指導を行うなど、公園の管理運営に一定の役割を担うことで、公園利用の独自ルールを設け自主的な運営を可能にするという制度。

<sup>ii</sup> 「サポーター」：旧大庄西中学校跡地における社会実験や公園づくりワークショップに参加した市民で、これから南の口公園の管理運営にかかわりを持ちたいと思っている方々。月1回程度、公園の運営を考えるサポーター会議を開催している。